

仕様書

1 件名

「後期高齢者医療制度のしおり」（A 4 判・B 6 判）印刷製本業務

2 業務内容

「後期高齢者医療制度のしおり」の印刷製本業務を行う。原稿については、令和 8 年度内に見込まれる制度改正内容もふまえて受注業者にて全頁の台割・デザイン・レイアウトを提案し、本文の内容に合わせてイラストを配置すること。また、ホームページに掲載可能な電子ファイル（印刷可能なもの）を納品すること。

なお、本業務の受託者の条件として、公的医療（介護）保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険等）に関する自社が著作権を有する出版物を発行した実績がある業者であること。

3 規格等

（１） 「後期高齢者医療制度のしおり」（A 4 判・B 6 判）

① 作成部数

- ・ B 6 判 1, 5 4 0, 4 0 0 冊
- ・ A 4 判 4 7, 3 0 0 冊

② 大きさ

- ・ B 6 判 縦 1 8 0 mm×横 1 0 0 mm
- ・ A 4 判 縦 2 9 7 mm×横 2 1 0 mm

③ 重量

- ・ A 4 判 制限なし
- ・ B 6 判 1 7 g /冊 以内

④ ページ数及び使用色

- ・ A 4 判 両面印刷 3 2 ページ（表紙を含む。）カラー（４色）
- ・ B 6 判 両面印刷 3 2 ページ（表紙を含む。）カラー（４色）

⑤ 用紙

- ・ A 4 判
マットコート紙 4 8. 5 k g 以上
- ・ B 6 判
上質 4 5 k g

⑥ 製本方法

- ・ A 4 判・B 6 判とも 中綴じ

⑦ 電子データ

紙に加え、アドビ社PDF形式およびMicrosoft社製Wordデータを、ウイルスチェックを行ったうえで、CD-ROMまたは電子メールにより納品すること。

4 内容及びデザインについて

- (1) 見出しや図表の作成に際しては、高齢者に識別が可能な配色とすること。
なお、配色については、「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン（令和4年4月大阪府）」に沿うものとする。
- (2) 原稿については「別紙1」に掲げる項目についての内容を必ず記載すること。
- (3) 項目の構成や原稿の内容については広域連合が修正を加えることができるものとする。
- (4) 広域連合からは原稿やイラスト等は一切提供しない。

5 校正

- (1) A4判・B6判： 各3回行う
- (2) 令和8年4月30日（木）までの校正指示に対応すること。
- (3) 各校正は、広域連合からの指示内容の反映を広域連合担当職員が確認し、問題がないことを通知するまでを1回とする。

6 納品期日・場所等

- (1) 納品場所・冊（部）数
 - ・別紙2「納品先・冊数一覧表」のとおり。
 - ・B6判の封入封緘業者への納入分については、広域連合が指定する事業所に広域連合が指定する日に納入すること。納品先は令和8年4月頃決定予定。
 - ・それぞれ完成品（サンプル）を5部、納品日の1週間前までに広域連合に納品すること。
 - ・納品時、納品したことが確認できる受取書を各市町村及び封入封緘業者から徴取し、大阪府後期高齢者医療広域連合に提出すること。
- (2) 納品期日

令和8年5月29日（金）

納品時間・方法については、広域連合の担当者と十分な打合せを行い、その指示により実施すること。
- (3) 仕分け

数量が判別しやすいように50部単位毎に仕切紙などの方法により区分する。

納品は、B6判・A4判それぞれ仕分けして配送すること（同便でも可）。

梱包の形態については4月以降大阪府後期高齢者医療広域連合との協議のうえ、次の項目について決定するものとする。

 - ① 梱包単位におけるラベル記載内容
 - ② パレット積みまたはダンボール等の梱包、あるいはその両方

③梱包単位における入数（部数）の上限

7 契約期間

契約締結日から令和8年6月30日（火）

8 成果品に係る著作権等

- （1） 受託者は、成果品のうちB6判・A4判について、広域連合が外国語版・点字版を作成するために内容・デザインを使用することに承諾すること。その際、受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- （2） 受託者は、広域連合及び大阪府内各市町村が後期高齢者医療制度の広報のために行うWEBサイトへの掲載や窓口説明用等の広報資料としての利用について承諾すること。
- （3） 受託者は、広域連合の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- （4） 受託者は、広域連合に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その侵害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- （5） 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

9 注意事項

- （1） 本仕様書に疑義がある場合等は広域連合に質問し、その指示を受けること。
- （2） 納品に係る梱包・運搬・在庫保管等の諸費用を含むものとする。
- （3） 契約金については、全成果物納品完了後に一括で支払うものとする。
- （4） 納品時間・方法については、広域連合の担当者と十分な打合せをし、その指示により実施すること。
- （5） 契約後、速やかに工程表を提出すること。なお、正当な理由なく工程表の提出がない場合、または広域連合の指示に対して回答がない場合は、契約を解除することができるものとする。
- （6） 本仕様書に定めのない事項については、本広域連合の解釈によるものとする。

10 問い合わせ先

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階
大阪府後期高齢者医療広域連合 総務企画課（経理企画係）

TEL：06-4790-2029

FAX：06-4790-2030

MAIL：soumukikaku@kouikirengo-osaka.jp